

「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」については、策定から約6年が経過し、この間のマッチングサイトの運営状況や、今般のマッチングサイトを介したベビーシッターによる不適切事案を受け、利用者がより安心・安全にマッチングサイトを利用できるようガイドラインの見直しを行う。

<主な論点>

1 事前チェックの強化

- 登録時の面談について
- 犯罪歴等がないことを確認することについて
- 研修の実施について

2 保護者への情報提供の強化

- レビューの正確な提示について
- 事案発生時の利用者への速やかな情報提供について

3 その他

- 自治体等との情報共有等について

1 ガイドラインの目的

平成26年3月に発生したベビーシッターを名乗る男の自宅から男児が遺体で発見されるという事件を受け、社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会を設置し検討したところ、議論のとりまとめ（平成26年11月19日公表）において、子どもの預かりサービスのマッチングサイト運営者（以下「マッチングサイト運営者」という。）が遵守すべきガイドラインを作成することが適当であるとされた。

マッチングサイト運営者は、自ら子どもの預かりサービスを行っているわけではないものの、マッチングサイトでやりとりされる情報の真偽や内容が児童福祉の観点から重要な意味を持つ場合があることから、マッチングサイト運営者が遵守すべきガイドラインを作成することにより、安全かつ安心な保育が行われることを目的とする。

（注）マッチングサイトは、単に保育者と保護者の仲立ちをするサービスとして、掲示板等を提供しているに過ぎないため、マッチングサイト運営者に対して、児童福祉の観点からの規制や法令上の義務付けを行うことは困難であるが、マッチングサイトの利用者が安全に利用できることを担保するため、それぞれのマッチングサイト運営者が自主的な基準として、このガイドラインを守りながら運営されることが期待されること。

2 ガイドラインの対象

マッチングサイト運営者

子どもの預かりサービスについて、インターネットを通じて保育者と保護者の仲立ちをするサービスを提供している事業者について、本ガイドラインの対象とすること。

3 マatchingサイト運営者が遵守すべき事項

マッチングサイト運営者は、(1)から(7)までを遵守することが適当である。

(注) マatchingサイト運営者は、子どもの預かりサービスが子どもに与える影響が大きいことを踏まえ、このガイドラインを遵守することが求められること。
また、マッチングサイト運営者のガイドラインの遵守状況については、厚生労働省の委託する者が調査を行うこととしていること。

(1) 保育者のマッチングサイトへの登録について

保育者のマッチングサイトへの登録は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2により都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下、「都道府県知事等」という。）に届出を行った者に限るようにすること。そのため、マッチングサイト運営者は、保育者の登録を受け付ける際に、都道府県知事等への届出を証明する書類、都道府県知事等が定める者の実施する研修を修了したことを証明する書類、及び身分証明書の提出を求めること。また、マッチングサイト運営者は一定期間ごとに保育者の研修の受講状況等について、確認すること。

(注) 都道府県知事等への届出義務については、平成28年4月1日から適用を予定していることから、本事項への対応は届出義務の適用後となるが、マッチングサイト運営者は、以下の事項について届出義務の適用後から対応する予定であることを、サイトを利用する保育者及び保護者に対し周知を図ること。

- ・ 保育者は、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の訪問型の預かりサービスについても、平成28年4月1日から都道府県知事等への届出義務が課されること。
- ・ マatchingサイト運営者は、保育者が都道府県知事等に届出をしていることを確認するため、保育者の登録を受け付ける際に、都道府県知事等への届出を証明する書類を確認すること。
- ・ マatchingサイト運営者は、マッチングサイトに登録した者と保育者が同一人物であることを確認するため、身分証明書の提出を求めること。
- ・ マatchingサイト運営者は、保育者が一定の知識をもって預かりサービスを行っていることを確認するため、都道府県知事等の定める者の実施する研修を保育者が修了したことを証明する書類で確認すること。その後の研修の受講状況については、年1回等、一定期間ごとに確認すること。

検討項目〔案〕

- 登録の際に、マッチングサイト運営者として保育者の面談等を行うこと、また、活動開始後も、保育者の様子を定期的に確認することについて記載。
- 登録の際に、犯罪歴等がないことを確認することについて記載。
- 登録前に必要な研修を実施すること、研修内容についてホームページ等で公開することについて記載。

(2) 複数登録の禁止について

1人の保育者が1つのマッチングサイトの中で複数の登録をすることができないようにすること。

(注1) 1人の保育者が複数の名前で登録すると、別人と錯誤する可能性があるため、同じ者が重複して登録することのないよう、保育者に呼びかけるとともに可能な限り確認すること。

(注2) マッチングサイト上の表示については、ニックネームでの表示を認めることとしても差し支えないが、登録の際には、上記(1)の確認により、同じ者が重複して登録することのないよう留意すること。

(3) 相談窓口の設置について

不満や疑問点が生じた場合に、保育者及び保護者双方から相談を受ける窓口を設けること。

(注) マッチングサイトの運営者として、保育者及び保護者双方からの相談窓口を設け、相談を受け付けるとともに、解決に努めること。

(4) トラブル解決のための措置について

保育者と保護者との間でトラブルが生じた場合は、当該トラブルの解決のための措置を講ずること。

(注1) 保育者及び保護者双方から主張を聞き、トラブル解決に努めること。

(注2) 上記対応が困難な場合、トラブルの解決のための措置として、事案に応じ、認可外保育施設・事業者の届出先となる都道府県等の担当課、利用者支援事業(※)の担当窓口、消費生活センター等への相談を案内すること。

(※) 利用者支援事業とは、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

検討項目〔案〕

- 相談、トラブル内容に応じて、他の保育者や利用者への情報共有が必要と判断される場合には、個人情報に留意しつつ、ホームページ等を通じて情報を公開することについて記載。
- 保育者に対し、賠償責任保険への加入を促すとともに、マッチングサイト運営者としても保険に加入することについて記載。

(5) マッチングサイトの利用規約について

マッチングサイトを利用するに当たって保育者が遵守すべき利用規約を定めること。

(注1) マッチングサイトを利用する保育者に関する利用規約を4の内容を含めて規約として定めて保育者に遵守を求めること。

(注2) 利用規約については、保護者においても認識するよう周知すること。

(6) 届出制度の導入、利用規約、ガイドラインの遵守状況の周知について

マッチングサイトのトップページ等の見やすい場所に、個人の保育者等にも新たに届出制度が導入されたことを表示し周知するとともに、利用規約を表示し、ガイドラインの遵守状況を公表すること。

(注) 児童福祉法の改正により、5人以下の子どもを預かる施設・事業者についても都道府県に対する届出が必要となったこと（平成28年4月1日から適用予定）。

(7) 個人情報の管理について

マッチングサイトに登録されている保育者の個人情報を適切に管理すること。

(注) マッチングサイト運営者が本人確認のために求める情報については、本人確認及び保護者からの苦情等のトラブル対応以外の目的には使用しない等、適切に管理すること。

検討項目〔案〕

- 保育者に関するレビューを掲載している場合は、その評価が適切なものであるかチェックを行うこと。また、保育者が不適切な行為を行った等の事案を把握した場合は、保護者への速やかな情報提供を行うことについて記載。
- 保育士資格を有する者について、欠格事由に該当するおそれが生じた場合に都道府県に報告する旨記載。

4 マッチングサイトの利用規約に定めるべき事項

マッチングサイト運営者は、以下についてマッチングサイトを利用するに当たって保育者が遵守すべき利用規約として定めることが適当である。また、マッチングサイト運営者は、利用規約を遵守していない保育者を発見した場合は、当該保育者の以後の利用を禁ずることが適当であること。

また、マッチングサイト運営者は、マッチングサイトを利用する保護者に、利用規約の遵守を保育者に対して求めるよう、呼びかけることが適当であること。

(注1) 利用規約を遵守しない保育者については、預かりサービスを安心・安全に利用する妨げになることから、マッチングサイト運営者は、当該保育者の利用を禁ずること。

(注2) この利用規約の内容について、保育者が遵守するようマッチングサイト運営者だけでなく、マッチングサイトを利用する保護者からも、保育者に対して遵守を求めること。

(注3) 保護者と保育者との間で契約書を交わす際には、下記の(7)～(9)について契約書に規定すること。

(1) 事前の面接について

保育者は、保護者と事前に面接を行うこと。

(注1) 子どもを預ける相手がどうい保育者が事前に保護者自らが面接することにより確認すること。

(注2) 面接については、原則として、実際に直接会って行うこと。

(注3) 事前に実際に直接会うことができず、やむを得ない場合には、テレビ電話等の情報通信機器、インターネット等を活用し、少なくとも保育者と保護者がお互いの顔を確認し面接すること。

(2) 身分証明書及び都道府県知事等への届出を証明するものの提示について

保育者は、氏名、住所、連絡先を保護者に伝えるとともに、身分証明書及び都道府県知事等への届出を証明する書類を保護者に示すこと。

(3) 事前の保育場所の見学等について

保育者は、乳幼児の自宅とは別の場所で保育する場合は、事前に保育場所を見学等させること。

(4) 保育士証等の提示について

保育者は、保育士や認定ベビーシッター等の資格を持っている場合は、保育士証や認定ベビーシッター資格登録証等を保護者に提示すること。

(注) 子どもを預かる保育者として、必要な知識を有しているかを判断するために参考とすべきこととして、保育士資格や民間の認定ベビーシッター（※）等の資格の有無を明らかにすること。

(※) 認定ベビーシッターとは、ベビーシッターとして必要な職業倫理を備え、専門知識・技術を有し、さらにそれに基づく実務経験を有している者であり、かつ、公益社団法人全国保育サービス協会が実施する認定試験に合格している者をいうこと。

<http://www.acsa.jp/htm/license/license-exam.htm>

(5) 研修の受講状況について

保育者は、研修の受講状況等を保護者に示すこと。

(注) 都道府県知事等に対し、保育者が届出をする際には研修の受講状況についても届け出ることとする予定であり、保護者に適切な情報提供をする必要があるため、保育者は自らの研修の受講状況等について保護者に対して提示すること。

(6) 保険への加入について

保育者は、賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

(7) 預かっている間の乳幼児の様子報告について

保育者は、預かっている間も利用者の求めに応じて、乳幼児の様子を電話やメールで伝えること。

(注) 保育に支障が生じない範囲で、保護者の不安を取り除くため、保護者の求めに応じて預かっている子どもの様子を電話やメール等により伝えること。

(8) 緊急事態への対応について

保育者は、乳幼児の体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、保護者にすぐに連絡するとともに、救急車を呼ぶなど適切な対応をとること。また、事故の発生状況等について、都道府県等へ報告が必要となること。

(注) 乳児は疾病への抵抗力が弱く、特に3歳未満は、感染症にかかりやすい時期であること。保育者と保護者はいつでも連絡がとれるようにし、子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、救急車を呼ぶなどの適切な対応をするとともに、保護者に連絡をすること。

(9) 乳幼児の引き渡し時の報告について

保育者は、預かっている乳幼児の引き渡しをする際、保育の内容や預かっている間の子どもの様子を書面等により報告すること。

検討項目〔案〕

- 利用者が、利用規約を遵守していない保育者を発見した場合にはマッチングサイト運営者に報告するよう求めることや、利用者に対して定期的にアンケート調査を実施し、保育者の利用規約遵守状況を確認することについて記載。

検討項目〔案〕

(その他)

- マッチングサイト運営者間の情報共有について
- 保育者と利用者のマッチングの状況等について、マッチングサイト運営者が管理・把握することについて